

請負工事等契約および変更内容

課 名 土木建設課
 担当業務 維持管理係

契約名	令和3年災 第863号 木戸川東線道路災害復旧工事		
施行場所	安来市安来町	概要 災害復旧延長 L= 11.2m 鋼矢板工 N= 13枚	
		種別 一般土木工事	
種別及び概要	<p>本工事は、7月梅雨前線豪雨によって崩壊した木戸川東線と木戸川との兼用護岸(矢板護岸)を復旧するものである。</p> <p>現在、本工事場所に近接する箇所(同一路線)において島根県広瀬土木事業所が発注する同種(工法及び資材が同一)の災害復旧工事(以下「現工事」という。)が発注・契約されている。このため、上記事業者は、現工事と本災害復旧工事を一体的・連続的に施工することが可能であり、安全で円滑な施工が期待でき、工事における施工責任の所在の明確化が図れる。</p> <p>また、同種工事であるため資材・ヤードの確保等に有利であり、必要な重機や安全施設の準備等、有利な価格で契約を締結できる見込みがある。</p> <p>さらには、施工時に生じる騒音及び通行規制などにおいても、地域住民及び周辺商業施設への負担を軽減することができ、早期に交通開放(工期短縮)が行える。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約により、上記事業者と随意契約するもの。</p>		
随意契約の理由			
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市安来町811-6 (有)松原組 代表取締役 松原 一夫	
契約金額	6,710,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和4年6月30日

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後